

令和元年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年9月5日(木) 午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推18 坂本 修

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
第38号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第23号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第24号 農地の形状変更届について
第25号 非農地証明願いについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） 皆さんこんにちは。定刻前ではありますが、本日出席予定の委員、推進委員、皆さんお揃いですので、定刻前ですが始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名、皆さん出席。農地利用最適化推進委員総数19名のうち、18番坂本推進委員から欠席の届けが出ておりまして、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。非常に残暑が厳しい季節でございますけれども、今年は日照不足でなにぶん梅雨が2回ぐらい来たような状況でございました。非常に日照不足が叫ばれておりますけれども、今後農作物にとりましても非常に被害が危惧されておる状態でございます。このあとどういう天候になるかわかりませんが、しっかりと豊作を祈りながら作業を進めていただきたいと思いますという思いでいっぱいでございます。

まず、先月の29日の熊本県農地利用最適化推進大会、御出席ありがとうございました。残念ながら12名の欠席ではございましたけれども、時期が時期だけに非常に皆さんも多忙な中の御出席でございました。これからなるべく御期待に添えるような時期に何でも開催してもらえように頑張りたいと思います。

今日はその他の案件で、事務局のほうからいろいろおつなぎがあると思いますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。着座にて説明させていただきます。

本日の議案は、議第35号より議第38号までの52件と、報告第23号より第25号までの18件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、12番中島委員と13番小川委員をお願いいたします。

なお、毎回申し上げますけれども、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員か

らの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。
また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第35号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

議案1ページをお願いいたします。

議第35号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番から5番までは関連しております。

1番、小浜と滑石の申請人で、滑石の畑886㎡を相手方の要望と新規就農のため賃貸借権を設定するものです。

2番、岱明町と滑石の申請人で、滑石の田626㎡を相手方の要望と新規就農のため賃貸借権を設定するものです。

3番、滑石の申請人で、滑石の田491㎡を相手方の要望と新規就農のため賃貸借権を設定するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、熊本市と滑石の申請人で、滑石の田1,011㎡を相手方の要望と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

5番、滑石と長洲町の申請人で、滑石の田894㎡外1筆、計1,795㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。

6番、熊本市と滑石の申請人で、滑石の畑116㎡を耕作不能と経営拡張のため売買するものです。

7番、大浜町の申請人で、大浜町の畑7,213㎡外2筆、計38,614㎡を子へ贈与するものです。

8番、石貫の申請人で、石貫の田249㎡を労力不足と耕作便利のため売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、荒尾市の申請人で、岱明町開田の樹園地9,112㎡外3筆、計13,141㎡を農業者年金受給のために使用貸借権を設定するものです。

10番、福岡市と岱明町の申請人で、岱明町中土の田977㎡外1筆、計1,9

53㎡を耕作不能と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町浜田の田357㎡外2筆、計2,035㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

12番、福岡市と岱明町の申請人で、岱明町下沖洲の田245㎡外1筆、計1,419㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

4ページをお願いします。

13番、横島町の申請人で、大浜町の田1,271㎡外9筆、計15,944㎡を子へ贈与するものです。

14番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,052㎡外3筆、計2,945㎡を子へ贈与するものです。

15番、横島町の申請人で、横島町横島の畑487㎡を農業者年金受給のために使用貸借権を設定するものです。

16番、横島町の申請人で、横島町横島の田459㎡外2筆、計4,387㎡を子へ贈与するものです。

5ページをお願いします。

17番、横島町の申請人で、横島町横島の畑398㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

18番、横島町の申請人で、横島町横島の畑453㎡を子へ贈与するものです。

19番、横島町の申請人で、横島町横島の田561㎡外1筆、計4,921㎡を子へ贈与するものです。

20番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,166㎡外4筆、計8,848㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

21番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地2,020㎡外2筆、計5,524㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6ページをお願いします。

22番、天水町の申請人で、三ッ川の畑1,076㎡外4筆、計3,884㎡を一部経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

23番、熊本市の申請人で、天水町小天の畑262㎡外5筆、計7,235㎡を子へ贈与するものです。

以上23件、合計117,362㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。事務局の議案説明中は、なるべく私語をお慎みください。よろしく願いいたします。

ただいま事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

まずは、この1番から関連して3番、4番と続けての場合は、そのまま連続で説明をお願いいたします。

それでは、1番からよろしく願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。1番から4番まで関連していますので、まとめて説明いたします。

借人は、平成27年に設立した滑石にある地域おこしや地域創生に寄与することを目的とする一般財団法人です。新たに自然農法の普及や研究のために農地を借りて、エゴマ、米や野菜を耕作し、販売や自営の飲食店での活用を考えられています。8月8日に市役所において借人と鶴田委員と私と事務局で新規就農審査会を行い、今回3条で4筆3,014㎡の貸し借りをを行い、中間管理機構の配分と変更で5筆2,252㎡の貸し借りをを行います。合計で5,266㎡となり、下限面積等も満たしておりますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から4番までを連続で説明をいただきました。

それでは、5番、お願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件5番、申請人は牛を飼っていて、牛の餌作りに土地を借りるとのことです。許可相当と判断しました。以上です。

案件6番、申請人は従兄弟同士で、道がない狭い土地ですので、買ってくれということでの経営拡張です。下限面積も満たしていますので許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

5番、6番について説明をいただきました。

それでは、7番お願いいたします。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番、松本です。7番の案件について御説明いたします。

これは子への贈与ということで、下限面積も満たしております。何ら問題はないと判断します。

どうか御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番お願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 9番、澤村です。8番について説明いたします。

譲渡人は労力不足で、今回の農地の隣接地を耕作している譲受人の2人が共同で耕作するものです。それぞれ下限面積等も満たしていますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番をお願いいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。

9番の件に関しては、親子関係で農業者年金受給ということで、特別問題ないと判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番をお願いいたします。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。10番の件について説明します。

賃貸人は福岡市に在住で耕作不能、賃借人は経営拡張ということです。申請地のこの2筆は、賃借人の耕作地の両隣です。耕作便利でもあります。下限面積も満たしており、何も問題なく許可相当と判断しております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

続きまして、11番よろしく申し上げます。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番、中島です。11番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく、売買ということで話が進んでおります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○推13番（徳井勝美君） はい、推進委員13番の徳井です。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして13番、お願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番の永田です。

13番と14番は同じ親子関係の案件になっており、子への贈与となっております。

ますので、何ら問題なく許可相当だと思います。以上です。

それから、15番は、使用貸人と借人、農業者年金受給のための申請となっておりますので、許可相当と思われると思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

続きまして、16番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。16番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子への贈与となっております。下限面積も満たしており許可相当と思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、17番よろしくどうぞ。

○14番（高田優子君） 続けて申し上げます。17番の案件について御説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は規模拡大ということで、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思われると思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、18番よろしく申し上げます。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。18番と19番は関連しておりますので、一括して御説明いたします。

18番、譲渡人から子への贈与です。

19番も譲渡人から子への贈与ということで、下限面積も十分満たしているということで、許可相当と考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

18番、19番、ただいま説明をいただきました。

次に、20番をよろしく申し上げます。

○推15番（楯岡秀昭君） 推進委員15番の楯岡です。20番の件につきまして説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということです。下限面積も満たしていますので、許可相当と思われると思います。

審議よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、21番、よろしく申し上げます。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。21番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思います。
よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

22番お願ひします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番農業委員、堀田です。22番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係です。これは子に一部経営を移譲するもので、特に問題はなく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、23番をお願ひいたします。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。23番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子への贈与ということで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から23番までただいま説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番の浦谷です。10番の案件についてお伺ひしたいと思ひます。

報告第23号の1番と関連ということで、面積が1,953㎡の貸し付けという形になっておりますが、報告のほうでは3,000㎡からあつとですよね。残りはどういう形にされるのかなあという疑問がありまして、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○係長（竹森明德君） 事務局、竹森です。今回解約のほうをされました分のうちの一部をですね、今回の賃借人の方が借りられて耕作をされます。残りのほうは復元後は自作ということで残っております。またそのうち借人が決まったら貸される可能性もあります。以上です。

○5番（浦谷幸司君） 耕作不能という形で出るとにですね。

○係長（竹森明德君） 一応貸与される分の一部は借人が見つかって、今回の方が借りられます。残りの分がまだ今から耕作者のほうを探されます。すみません。

○議長（永田知博君） ほかにはありませんか。

はい、どうぞ。

○推12番（西分幸夫君） ちょっと勉強のために教えてもらいたいですけれども、案件1番から4番までの賃借される法人は、農地を借りてどんな農業をやられるんですかね。

○推2番（植野 司君） 要するに無農薬で農業を今からやるということです。それと、今から農業をしたい人のための農場を広く作って、そこで研修してもらいたいということです。

○推12番（西分幸夫君） いわゆる研修生みたいなものを募集されるわけですね。

○推2番（植野 司君） この間の話し合いではそういうことも言われました。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○係長（竹森明德君） 事務局、竹森です。有機農法、無農薬栽培のほうを普及したいという気持ちがあるみたいなので、講習に来られる方に対しても広めていきたいということでした。

○推12番（西分幸夫君） 具体的にどういうふうに進められるのかなあとって、勉強のために聞かせていただきましたけど、まだ具体的には具体化はされてないんですね。農業をしたい人を集めて教育をすとか、あるいは、その教育をするためには公有地と協力者になってもらってどんなことをすとか。

○係長（竹森明德君） まだ最初の段階なので、最初はその限られた分をしっかりと耕作していくと。そういうところがまず目的で、そこからですね、軌道に乗ったらそういう経営をして、希望される方に教えていきたいということです。まだその部分に関してはまたこれから先の話になるのかなと思います。以上です。

○推12番（西分幸夫君） すみません、大体分かりました。ありがとうございました。

○2番（鶴田克士君） お分かりになりましたでしょうか、大体というか。自分たちも相当心配してですね。したところがやっぱり前向きにああいう方ですので、インターネットでお客さんを寄せて、無農薬で野菜類を作りたい。米を無農薬で、お客さんに販売したいということです。そして、東京のほうに会社を持っておられますので、ゆくゆくは農業をしながらしたいという人もおるもんで、畑はたくさんあるからこっちに呼ぼうかと思うってということも言われました。そういうふうで農業をする人がおれば助かることですので、ただ自分たちも心配はしていますけれども、やっぱりそうやってやると言われることに対して、自分たちはぴしゃっと事業報告なんかもあがっておりますので、断るにも断られんというか、やっぱり頑張ってくださいというふうになりました。これでいいでしょうか。

○推12番（西分幸夫君） 私も前からいろいろな話を聞いて、大体やろうとされてる

ことはある程度は想像つくんですけれども、どれだけ具体化されているのかなあと
いうのを確認したかったんですけれども。はい、わかりました。また別個勉強させ
てもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかには何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移
ります。

議第35号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可する
ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、
議第35号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第36号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしま
す。議第36号は、受付番号2番に始末書が提出されておりますので、委員の説明
の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。7ページをお願いいたします。

議第36号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記
農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年9月5日提出、玉
名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が寺田の畑186㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、
農業公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地と判断して、ほかに適当な
場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が岱明町高道の田516㎡で、転用目的は海苔加工場です。農地
区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断し
ております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において
居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの
として、例外的に許可は可能となっております。

以上2件、合計702㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目
ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案して
おります。去る9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろし
く御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。1番の案件について説明いたします。

先ほど説明もありましたけれども、農業委員と市役所のほうからの同道で現地を調査しました結果、周りはずっと側溝もありまして、給水は市の合併浄化槽と、それから今ですね、またこの案件のすぐ下に住宅用地として造ってありますけれども、そっちのほうに水が流れないように、一応側溝はきれいにさらえてから流すと、そう言うておりました。別に近隣にも住宅はありますけれども、ちょっと離れているので何も問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号2番につきまして、始末書を読み上げます。事務局、よろしくお願ひいたします。

○参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま受付番号2番につきまして、始末書の朗読を終わらせていただきました。引き続き、受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。2番、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番、中島です。2番の案件について説明いたします。

場所は501号線沿いにある交差点より南のほうに150m行ったところに住宅と作業場があります。目的は、今、始末書にありましたように海苔加工場の建て替えです。規模拡大の計画で大型機械の導入、それに伴う加工場が必要ということです。給水は以前使っていたとおりに使用し、雨水も生活雑排水についても以前のとおり使用し、雨水におきましては、集積枿を新たにまた作り直すということです。隣接する住宅や農地については影響ないものと思ひます。現況は倉庫兼物置が平成29年ですか、許可なく建てておられるのが今あります。加工場については、基礎コンクリをちょうど打った状態で今、工事がストップしております。申請人は深くこのたびの件につきまして深く反省されておりました。審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第36号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第36号については、許可することに決定いたしました。

○議長（永田知博君） 次に、議第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第37号は、受付番号8番及び9番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。8ページをお願いします。

議第37号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑33㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の田1,108㎡で、転用目的は建売住宅3戸です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が滑石の田275㎡外1筆、計517㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可になるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第23号8番と関連しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が大倉の畑1,080㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が三ツ川の畑986㎡外5筆、計1,939㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町野口の田401㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町上の畑1,357㎡外1筆、計2,057㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町下沖洲の畑765㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10ページをお願いします。

9番、申請物件が天水町部田見の田550㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町立花の田54㎡で、転用目的は駐車場です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上10件、合計8,504㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の説明をお願いいたします。

1番よろしくをお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

場所は足野神社の東北100mぐらいで、土地の選定理由は、将来的に家建て替えるために敷地拡張と相手側の要望です。譲渡人が兵庫県に住まわれており、管理できないこともあります。面積は33㎡、現在の宅地面積は406.47㎡で、足しましても439.47㎡で、問題はないと思います。

現地調査の結果、問題なく本件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番をお願いします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は宅地建物取引業で、今回は建売住宅3戸分の申請です。場所は築山小学校の北東400mぐらいのところで、西側は市道、ほかは三方宅地というところです。道路より少し低いので、三方をブロックで囲み、道路より少し高くなるように盛土をするそうです。敷地南側に5.5mの進入路を造り、これに給排水管を布設し、個人宅へ分岐して利用するという事です。雨水は道路の宅地側に側溝を埋設し、市道下の塩ビ管300mmぐらいのものを通して、西側小川へつないで放流という事です。建物は木造平屋造りの106.61㎡の3戸だそうです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは3番、お願いします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件3番、転用目的は平屋の個人住宅です。造成は、ぐるりとブロックで囲んで道の高さまで山砂で盛土してありますので、土砂の流出はないとのことです。建築面積は140.45㎡です。給水は市の上水道を使うそうです。排水、雑排水は合併浄化槽を設置して、水は道路の側溝に流すそうです。雨水は雨水枡を設置し、水は道路の側溝に流すそうです。許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは4番、お願いします。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。

4番の案件はですね、これは売電施設の太陽光発電施設です。パネル180枚、それと出力は27.5kwということで、この申請地の南側に竹林というかな、そういうやつはあるけれども、太陽光施設に日が当たるように少し切るということでした。あとはですね、土砂流出というのはないようですので、現地調査の結果ですね、許可相当と判断しました。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番お願いします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員9番の橘です。5番の案件について説明をいたします。

申請地は、県道4号線から北東へ大体直線です、200mぐらい入ったところの西斜面にある畑6筆で、面積が1,939㎡です。転用目的はですね、太陽光発電施設の設置のためのものです。土地の選定理由といたしましてはですね、現在譲渡人のほうはですね、菊池の菊陽のほうに住んでおられましてですね、後継者も

なく、土地の管理がですね、困難ということで処分するという事です。太陽光にはですね、日当たりがいいのでですね、作物の耕作としては不便ですけども、太陽光としては日当たりがよくて適地だということでもあります。

給排水についてはですね、目的からすればですね、必要ないということです。排水についてはですね、生活雑排水等も発生いたしません。それから雨水についてはですね、自然給水式ということです。ただ、集中豪雨等の対策としてですね、隣接地に被害を及ぼさないように危機管理をして、万一障害が発生するようなことがあればですね、申請人のほうで協議して処理をするということでございます。

周囲の状況としてはですね、北側が里道です。東側がですね、約2.5mぐらい高くなっている畑です。南側は宅地と畑、こちらのほうも2mぐらい高くなっています。西側についてはですね、宅地と雑種地、雑種地はですね、既に太陽光発電施設が設置してありました。転用することによってですね、隣接地等にですね、被害を及ぼすようなことはないということでもありますのでですね、許可相当であると判断をいたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。6番の案件を説明します。

貸人、借人は親子関係です。借人の息子さんが父親の名義の土地の401㎡を分筆して個人住宅を建築されるものです。建築面積は117.17㎡の平屋ということでしたが、新築の場所は市道で50cmぐらいの低いところになりますので、一応盛土をして、向かいにはブロックを積む予定とのことでした。場所は208号線から南へ200mぐらい入ったところになりますが、現在、市道に下水道も来ておりますので、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水、汚水は公共下水道に接続させてもらうということでした。また雨水は敷地内に溜め枡を設けて、処理できない分は道路の側溝に放流させてもらうとのことです。被害防除計画としては、土砂の流出等がないように周囲をブロックで囲み、十分注意をするとのことでした。また、周囲は分筆した父親の残りの土地が取り巻いているような状態ですから、被害防除としては何も問題はないと思いました。許可相当と思いましたのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番お願いします。

○11番（福田友明君） 農業委員11番の福田です。7番について説明いたします。

今回の申請地ですが、北側は竹林、それから里道を挟みまして東側は山林と墓地、南側は畑となっておりますが、生産性の低い第2種農地であります。譲渡人は後継

者もなく、農地としての管理が困難であること、また、譲受人は太陽光の発電、売電を事業とする企業で、申請地は日当たりも良く、管理もしやすいということで、お互いの要望が一致し、売却が成立したものであります。

場所的には、睦合住宅の入り口付近に位置しますが、事業目的は太陽光の発電ということであります。事業面積は、先ほどおっしゃったとおり2,057㎡ですが、給排水の計画はありません。雨水については自然浸透ということであります。今回の計画につきましては、被害防除におきましては、周囲にフェンスを作るということでございますが、境より引いて作るということであります。周囲への影響もないことを考えますと、許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から7番まで委員の説明が終わりました。

ここで事務局より受付番号8番につきまして、始末書を読み上げます。事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号8番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続きまして、受付番号8番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。8番、どうぞ。

○13番（小川信孝君） 13番、農業委員の小川です。

この場所はですね、川沿いの河口にありまして、海苔の種の培養をされておりました。転用は済んでいたものと思って説明がありましたように、資材置場、駐車場等として利用されておりました。今後もその下のほうの北側に農地も購入されて、今までどおりそのハウス、駐車場、資材置場として利用したいということであります。雑排水は、今までどおり雨水は敷地内に自然浸透させて、今までどおり利用していきたいということでございました。本人の勘違い等もありますが、よろしく審議のほどお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ただいま8番について説明をいただきました。ありがとうございました。

引き続きまして、事務局より、受付番号9番につきまして始末書を読み上げます。事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま受付番号9番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続きまして、受付番号9番につきまして、委員の説明をお願いいたします。
9番、お願いします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。9番の案件について説明いたします。

申請地は、有明広域行政事務組合消防本部玉名消防署天水分署より北側の200mのところにあります。申請人は借家住まいであるが、将来の生活設計を充実させたく、実父母の横の土地に個人住宅を新築するものです。給排水計画は、給水はボーリングにより地下水を利用する。生活排水、汚水は公共下水道に接続する。雨水は浸透枡を設置して、南側の水路に流すそうです。被害防除計画を敷地周辺にコンクリートブロックで囲み土砂流出をしないようにする。近隣の農地に影響はありません。現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま9番について説明が終わりました。

引き続き、受付番号10番につきまして委員の説明をお願いいたします。

10番、お願いします。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。10番の案件について説明します。

申請地は、旧県道の買収時の残地です。三角形の形状であり、耕作に不便で生産性の低い農地です。申請人は水路を挟んで東側に資材置場を借用しており、ここへの進入口になります。駐車場ですので給排水は必要ありません。北は宅地、西、南は道路です。東側の水路への土砂の流出を防ぐためブロック等を積むよう計画してあります。現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。1番から10番まで、皆さん何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第37号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第37号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第38号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。11ページをお願いいたします。

議第38号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

12ページから13ページの総括表、14ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5件23,232㎡、利用権設定が12件37,505㎡、合計17件、60,737㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第38号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第38号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に報告第23号、第24号及び第25号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回16ページから18ページまでの9件、合計20,231㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

報告第24号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、144㎡の届出を受理しております。

20ページをお願いします。

報告第25号非農地証明願いについて。下記土地は、現況山林により、農地法第2条に規定する農地ではないことを証明したので報告します。令和元年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

耕作放棄地のうち今回8件、20ページから21ページまでの19筆、20,139㎡について、非農地証明の願い出があり、地元委員同道の上、現地調査の結果農地に該当しないと判断し、非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま報告第23号、24号、25号について事務局の説明が終わりました。この件につきまして、皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○推19番（平野秀正君） すみません、推進委員19番、平野です。この非農地証明願いということで、20ページより書いてありますけど、これ前も説明伺ったんですけど、これ農振から外れてなければ認められないはずですけども。

○事務局次長（西川慶一郎君） 事務局次長の西川です。

非農地証明につきましてですね、農振農用地以外の農地であることが一応条件となっております。

○推19番（平野秀正君） 実はですね、私たち小天のミカン畑を見ますとですね、三ノ岳から金峰山へずっと山を下りてきて、昔は増やせ増やせということでミカン畑を上まで上げたんですけど、もう高齢化になってみんな手が回らなくなってやめていったんですけど、もうみんな手が届かないという、この話をですね、何月か聞いたとき部落の集会のとき話したんですよ。そのときに、なら俺も出そうごたつとやけど、最後の説明の際に、農振から外れてるところでお願いしますということで、みんながっかりしなはったんですよ。もうこれ以上ですね、ほとんどが山になってしもうとるんですけど、利用価値がないとですよほとんど、する人もおらんからですね。だから、なんとか平野君どがんかしてくれんかいと言わすけど、私のとこじやわからんけんということで、実際農振から外れとるかどう自分で調べてくれというてからしてもろたです。でも今後もますます荒れるだけの土地を、その子どもや孫たちに固定資産税払うていかせにゃんけんですね。その辺のこともなんとか検討してもらえないだろうかという意見も出たもんだけんですね。これは簡単にできる話じゃないとわかっておりますけど、山になっていって、子どもに譲って税金だ

け払わせるのはかわいそうな気がしたもんだからですね、じゃあまた聞いてきます
ということになったんですけど、なんとか。ちょっと無理なことですけど。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局小山です。権限上、農業委員会ということ
がどうしてもできないので、これは農振の審査によって決定されるものでありまし
て、もちろんそのような意見があったということはですね、この農業委員さんなど
もその審議会の審議の中にも当然入っておられますので、今の意見も踏まえて検討
していきたいというところでございます。以上です。

○推 19 番（平野秀正君） わかりました。今、補足で説明があったということを帰っ
て説明しておきます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。貴重な御意見ありがと
うございました。

ほかに何か皆さんございませんでしょうか。はい、赤松委員どうぞ。

○3 番（赤松繁之君） 今の説明は、前ですね、私が聞いたときは、なんか何年かに一
回、そういう農振とかああいうのが審査があってるからというような話だったんで
すけど、何年に一回で決まってるんですか。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。これ定期的には農振除外、毎年
されていることだと思いますけど、ちょっと確認をしておきます。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。もちろん担当ではございませんので、知っ
てる限りの話だけちょっとさせていただきますけれども、玉名市の農業振興地域計
画を管理しているのは玉名市の農林水産政策課になりますけれども、国・県の方針
でですね、玉名市全体の農業のことを考えて農振地域指定したり、追加したり外し
たりとかするんですけども、やはり農業の情勢も変わってきますので、概ね5年ご
とに見直しをする。玉名市全体の見直しをするということとやってるところで
ございます。

先ほどお話があったように、地域的にも大きく外すのであれば、その5年ごとの
全体見直しの中でですね、外していくのが一番やり方としてはいいかと思っていま
す。個別にもですね、年に2回協議がっておりますので、そこで個別で審査を、
例えば農振内に入っている農地に家を建てたいけれどもというような話であれば、
個別の見直しで対応できると思います。広く検討する余地があるならば、その全体
見直しの中でですね、5年に一度の全体見直しの中で、農用地区域からの除外をで
すね、市と協議をしてですね、検討すればいいかなと思います。

○議長（永田知博君） はい、それではですね、今の非農地申請の件は、まだまだちょ
っとここだけですぐ答えが出るわけではございませんので、また引き続き検討して、
農林水産政策課とも話をしながら答えを出していくようにいたします。よろしくお

願いたします。

それでは、これもちまして議案審議と報告を終わりにいたします。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他、皆さんからは何かございませんでしょうか。

それではですね、1枚のを配付しておりますけれども、この第6回の総会終了後、農業委員会懇親会を行いたいということで、来月の10月7日18時よりつかさの湯におきまして懇親会をやりたいということで計画を立てまして、これについて皆さんどうでしょうか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○8番（船津和利君） 農業委員8番の船津です。この10月ですね、稲刈りで相当忙しいんですよ。私も個人的にライスセンターをしています。岡村さんもずっとライスセンターはされておるけど、ちょっと忙しいなあと。よければ11月か12月ぐらいに延ばしていただけないかなと。

○議長（永田知博君） これにもいろいろと皆さんの御意見、御質問とかありましてですね、12月は忘年会が3つも4つもつかえて忙しいと。それよりもうちちょっと中のほうで、間で懇親会ぐらいせんでよかばいというようなことをいただきました。また、その日は総会日でもございますし、宴会は夜でございますので、その辺も考慮していただいて、また、これもですね、強制でどうのこうのということではありませんので、その辺はおくみ取りいただきたいと思います。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番の岡村ですけど、船津さんと私と澤村君はライスセンターだもんだけん、夜あたり靱摺りしたりなんたりするもんでですね、ちょっと来はでけんと思うので。

○議長（永田知博君） あのですね、それはこれだけ皆さんいろいろお持ちですから、何か事情があるのはどうしてもやむを得ん、そういうことはしょうがないですよ。それは100%全員出席とはいきませんので、その辺はよろしく願います。

それで事務局としては、一応ここに提案しております状況のもとに進めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。それでは事務局のほうでこの段取りで進めてまいります。よろしく願います。

○事務局長（小山 博君） それから、今の懇親会のこの配付に示してあるとおりです。次回総会開催の10月7日終了後、18時からの開始であります。場所はつかさの湯で行います。会費は5,000円になりますが、農業委員会の皆さんの互助会費

より支出させていただきます。出席者はこの農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員となります。

それで、出欠につきましては、欠席の場合のみですね、9月25日までに、ここに書いてありますけど、事務局まで欠席の場合は御連絡をお願いします。そのあと確認のため電話をする場合もあるかと思えますけど、一応欠席の場合は連絡をいただくということで、9月25日までにお願いいたします。

懇親会につきましてはのお知らせは以上です。

○主事（村上寛子君） お疲れさまです。事務局の村上です。

お知らせのですね、2つ目にも書いてあるんですけども、農業委員会新任委員研修会というのが案内がありました。これが10月28日月曜日で、一応予定といたしまして10時半から3時半まで、熊本市食品交流会館、フードパル熊本内にあります。新任委員、就任1年未満程度を対象とした研修になります。昨年新制度になって1年は経っていますけれども、新制度になってから初めての研修ですので参加したいと思っています。

先ほども言ったとおりですね、新任1年未満が対象ですので、新規の委員さんで参加希望の方を対象とします。もちろん新規じゃない方も希望があれば参加できます。研修内容はですね、農業委員会制度と業務、先輩委員の活動事例、農地制度、農地中間管理事業、人・農地プラン等になります。また、通知が着き次第、詳細につきましてはお伝えしますので、よろしくをお願いします。以上です。

○事務局次長（西川慶一郎君） 事務局次長の西川です。

引き続きですね、私のほうからですけども、先月の総会でですね、お願いをいたしました令和元年度農地利用状況調査につきましてはですね、大変お世話になりました。紫色のですね、ファイル、それと茶色の大きな袋に入っております地図の一式につきましてはですね、御持参いただきました範囲におかれましては、私のほうまでですね、提出していただきますようお願いいたします。

またですね、本年度がちょっと8月雨がちょっと雨天がかなり多くて、なかなかちょっとまだ終わっておられない班の方もおられると思います。その場合ですね、恐れ入りますが後日ですね、市役所の農業委員会の私のほうまでですね、提出をしていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） それでは、最後でございますけれども、この前、先月の29日の熊本県農地利用最適化推進大会の席でも要望がございましたけれども、農業者年金加入促進と農業新聞、この2つを頑張っておくれということが要望がございました。荒尾とか和水とか、玉東あたりも100%という数字が出ておまして、玉名市が80何パーセント、もう少しちょっと皆さんにも頑張っておくれ、農業者年金な

どなるべく進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） 以上をもちまして本日の議案審議を終わります。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時27分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年9月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 中島 浩輔

農 業 委 員 小川 信孝